

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====  
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。  
=====

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 165

1. 開示規制違反に係る課徴金事例集の公表について

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、本年（平成 28 年）8 月 26 日に「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（以下「課徴金事例集」といいます。）を公表しました。

金融商品取引法に基づく情報開示が適正に行われるためには、有価証券報告書

等を提出する上場企業、有価証券報告書等の財務諸表の監査証明を行う公認会計士・監査法人（以下「監査人」いいます。）等の市場関係者による自主的な取組みが不可欠です。課徴金事例集は、こうした自主的な取組みを行う市場関係者をはじめ、さまざまな市場関係者の参考としていただけるよう、開示検査において認識された不適正な会計処理等の傾向及びその概要を取りまとめ、平成20年以降、毎年、公表しています。

今般公表した課徴金事例集は、最近の事例等を追加・編集するとともに、新たに、開示検査の取組み・姿勢、市場関係者に向けた証券監視委からのメッセージを記載し、より活用していただきやすいものとししました。

主に、新たに記載した項目についての概要をご紹介します。

## 1 最近の開示検査の取組みについて

コーポレートガバナンス・コードの適用等、上場企業を取り巻く状況の変化により、上場企業による情報開示に対する市場の期待が一層高まってきている中で、日本を代表するグローバル企業における不適正会計が発覚し、大規模上場企業における不適正会計の潜在的リスクが認識されました。このため、証券監視委では、上場企業を取り巻く状況の変化を常に意識し、市場に対する投資者の信頼を保持すべく、開示検査に関し次のような取組みを行っています。

### (1) 経営環境の変化等に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析

大規模上場企業における不適正会計、グローバル企業における海外子会社の管理体制の不備等に起因した虚偽記載等を踏まえ、上場企業による開示規制違反をより迅速・効率的に発見・抑止するため、経営環境の変化に伴う開示規制違反の潜在的リスクに着目した情報収集・分析等を開始・強化しています。

### (2) 虚偽記載等の原因の究明

事案の徹底した解明及び問題の再発防止につなげるため、開示検査において、虚偽記載等が行われることとなった直接的な原因にとどまらず、その原因を生じさせた根本的な原因についても究明することとしています。究明された根本的な原因については、課徴金事例集等に記載し積極的に情報発信することにより、上場企業をはじめ、市場関係者等における自己規律強化につなげていただきたいと考えています。

### (3) 企業自身の適正な取組みの態勢

開示検査に際し、上場企業等による虚偽記載等が判明した場合には、日本取引所自主規制法人が公表している「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」や日本弁護士連合会が公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に基づき、その企業自身による根本的な原因の調査、正し

い企業情報の市場に対する迅速な提供及び適正な情報開示を行うための体制の構築等の取組みが実施されることを期待しています。

証券監視委では、開示検査におけるこうした取組みを通じて、上場企業による正確な企業情報等の迅速かつ公平な開示が実現することにより、市場の公正性・透明性が確保され、投資者保護が図られるよう、適切に対応してまいります。

## 2 市場関係者に対するメッセージ

市場関係者による適正な情報開示に向けた自主的な取組みにおいて、課徴金事例集を活用していただくよう、各市場関係者に対する証券監視委からのメッセージを記載しました。

### (1) 上場企業に対するメッセージ

最近の上場企業による不適正な開示の発生原因として、取締役会・監査役会の機能不全や内部統制の機能不全が指摘されるケースがあることから、

- (a) 取締役にあつては、自社のガバナンス体制が実質を伴ったものとなっているか、実効的な内部統制が確保されているか等についての点検を行う
- (b) 監査役にあつては、適正な情報開示を確保する観点から、監査役会等の独立性・客観性・実効性を高めるための対応を考える

場合等において、課徴金事例集が広く活用されることを期待する旨を記載しています。

### (2) 監査人に対するメッセージ

監査人にあつては、課徴金事例集を活用することによって、過去の不正の実例やその発見に至る端緒、必要な対応策等についての理解を深め、不正の根本的な原因を理解し、今後の監査に役立ていただくことを期待する旨を記載しています。

### (3) 投資家等に対するメッセージ

機関投資家にあつては、課徴金事例集を活用することによって、正確な企業情報等の開示や会計監査の品質への関心を深めるとともに、企業との建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）の中で、コンプライアンス経営の徹底等を優先課題とするよう求めることによって、市場全体における適正な開示に関する規律の向上につながるものと確信している旨を記載しています。

## 3 開示規制違反の発生原因

前記のとおり、開示検査では、虚偽記載等が行われることとなった直接的な原因にとどまらず、直接的な原因を生じさせている根本的な原因についても究明することとしています。最近の開示検査では、開示規制違反の根本的な原因として、次のようなものが把握されました。

- (1) 強い権限、影響力を持った役員等（創業者、長期在任者等）による不適正

な会計処理等の主導

- (2) 競争の激化等に対応するための事業規模拡大による売上至上主義への傾倒
- (3) 歴代社長等による予算達成要求と当該要求に対する社内牽制機能不足や取締役会・監査委員会の歴代社長に対する牽制機能不全といったコーポレートガバナンス上の不備
- (4) 海外子会社等の管理体制の不備

ここに挙げた事例についての直接的な原因・根本的な原因の具体的な内容については、課徴金事例集の個別事例の紹介の中で記載しております（直接的な原因は「事案の背景」、根本的な原因は「不正の原因」として記載しています。）。

ここでは、個別事例の詳細についてご紹介することができませんでしたが、課徴金事例集においては、個別事例ごとに、不適正な会計処理等が行われた背景・原因（今般追加した個別事例については、直接的な原因・根本的な原因）を具体的に記載するとともに、複雑な取引、会計処理等については図を用いるなどして、その事案の全体像をご理解いただきやすいように努めました。本事例集については、証券監視委のウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20160826.htm>

に掲載しておりますので、ご一読いただき、適正な情報開示の確保に向けご尽力いただければ幸いです。

証券監視委は、引き続き、上場企業等が虚偽記載等を行った場合には厳正に対応するとともに、当該上場企業等が自律的かつ迅速に正しい情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すほか、虚偽記載等の直接的な原因・根本的な原因を究明し、その改善を求めるなど、関係者への働きかけを強化してまいりたいと考えています。

---

## 2. 最近の取引調査に基づく勧告について

証券監視委は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・H28. 8. 23 東洋ゴム工業株式会社の子会社の社員からの情報受領者によるインサイダー取引

( [http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2016/2016/20160823-1.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160823-1.htm) )

### 【事案の概要】

本件は、東洋ゴム工業（株）（以下「東洋ゴム」という。）の連結子会社である東洋ゴム化工品（株）（以下「東洋ゴム化工品」という。）の取引先の役員が、その職務に関して知った、東洋ゴムが、建築基準法第37条第2号の国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けた性能評価基準に基づき、東洋ゴム化工品を通じて製造、販売していた「高減衰ゴム系積層ゴム支承」の一部が、同性能評価基準に適合しておらず、また、一部の性能評価基準に対する大臣認定を技術的根拠のない申請により受けていたことが確認された旨の東洋ゴムの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、当該事実公表前に、東洋ゴムの株式を売り付けたという事案です。

### 【事案の特色等】

昨年から続いている上場企業によるデータ偽装不祥事の最初の事案として、昨年の3月に発覚した後、社会的に大きな問題となった東洋ゴム工業による建築用免震ゴムのデータ偽装問題があります。それ以降、昨年10月には旭化成によるマンション杭打ちデータ偽装問題が、本年に入ると4月に、三菱自動車による燃費データ偽装問題が連続して発覚しています。

証券監視委としては、発行会社の財務内容に与える影響がはっきりしないそれらの「データ偽装不祥事」についても、監視の眼を向けているところです。

そうした中、東洋ゴム工業のデータ偽装不祥事に関連して、同社が設置した免震ゴム問題対策本部のメンバーが、本件不祥事の公表後における顧客対応等のために、免震ゴムの取引先の役員に対して、本件不祥事について伝達したところ、その報告を受けた他の役員が、保有していた東洋ゴム工業株を公表前に売り付けることにより損失回避を行ったことにつき、バスケット条項を適用することによりインサイダー取引事案として立件することができたことは、意義があるものと考えています。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮されることを期待しています。

#### ■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>